

小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護 事業所 様

長崎市長 田上 富久
(公印省略)

地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る適用申請について (通知)

日頃より、長崎市の介護保険事業にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の件について、平成 26 年度において適用を受けようとする事業所は、「地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る適用申請書」を 3 月末日までに長崎市介護保険課へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、「長崎県地域密着型サービス外部評価実施要領」及び外部評価関係様式は、長崎県長寿社会課の HP (<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-kouhyou/tiiki-hyouka/>) に掲載されております。

◆ 平成 26 年度適用条件

- ・平成 25 年度に当該適用を受けていないこと。
 - ・平成 21 年度から平成 25 年度までの連続した 5 年間、各年度において外部評価を受けていること。(外部調査実施日は訪問調査日とする。また、当該適用を受けた年度については、外部評価を受けたものとみなす。)
 - ・外部評価と併せて、目標達成計画を提出していること。
 - ・運営推進会議が平成 25 年度に 6 回以上開催されていること。
 - ・運営推進会議に、市職員か地域包括センターの職員が必ず出席していること。(出席予定だったが、やむを得ず出席できなかった場合は、会議の内容の報告など、事業所の運営状況の確認をもって出席したものとみなしてよい。)
 - ・外部評価項目の 2、3、4、6 の実践状況が適切であること。
- ◆ 6 回目の運営推進会議の開催が提出期限直前のため申請書の提出が 3 月末日に間に合わない、又は平成 25 年度の外部評価結果報告書を 3 月末日までに提出できない場合は、必ず事前にご連絡ください。
- ◆ この通知は、周知のため、平成 26 年度に適用とならない事業所にも送付しています。

【提出先・連絡先】

〒850-8685

長崎市桜町 2 番 22 号

長崎市市民局福祉部介護保険課

担当 給付係 田中 (内線 2685)

電話 829-1163 ・ Fax 829-1250